

【新設】(特別償却の対象となる建物の附属設備)

46 の 2-1 措置法第 46 条の 2 第 1 項に規定する建物の附属設備は、当該建物とともに取得又は建設をする場合における建物附属設備に限られることに留意する。

【解説】

- 1 本制度は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第 38 条第 2 項に規定する認定輸出事業計画に記載された同法第 37 条第 3 項に規定する施設に該当する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物のうち一定のものを対象としている（措法 46 の 2 ①）。
- 2 これらの対象資産のうち、建物の附属設備については、建物と別途独立して取得又は建設（以下「取得等」という。）をするものも本制度の対象となるのか、建物と同時に取得等をするもののみが対象となるのか、疑義が生ずる。
- 3 この点、建物の附属設備は、通常、建物と同時にその取得等が行われるものであり、また、建物から独立して効用を有するものではないところ、本制度における建物の附属設備は、法令上、建物附属設備ではなく、建物及びその附属設備と規定されていることから、その建物本体と同時に取得等をする場合に限って本制度の対象となる。
本通達では、このことを留意的に明らかにしている。